



2023年5月12日

各 位

会 社 名 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 カリン・ドラガン
(コード番号 2579 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 荷 堂 真 紀
社 長 補 佐
(Tel.0800-919-0509)

「株式付与ESOP信託」導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会において、当社の執行役員、当社が認める社員ならびに当社が定めるグループ子会社の執行役員および社員(以下「執行役員等」といいます。)を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

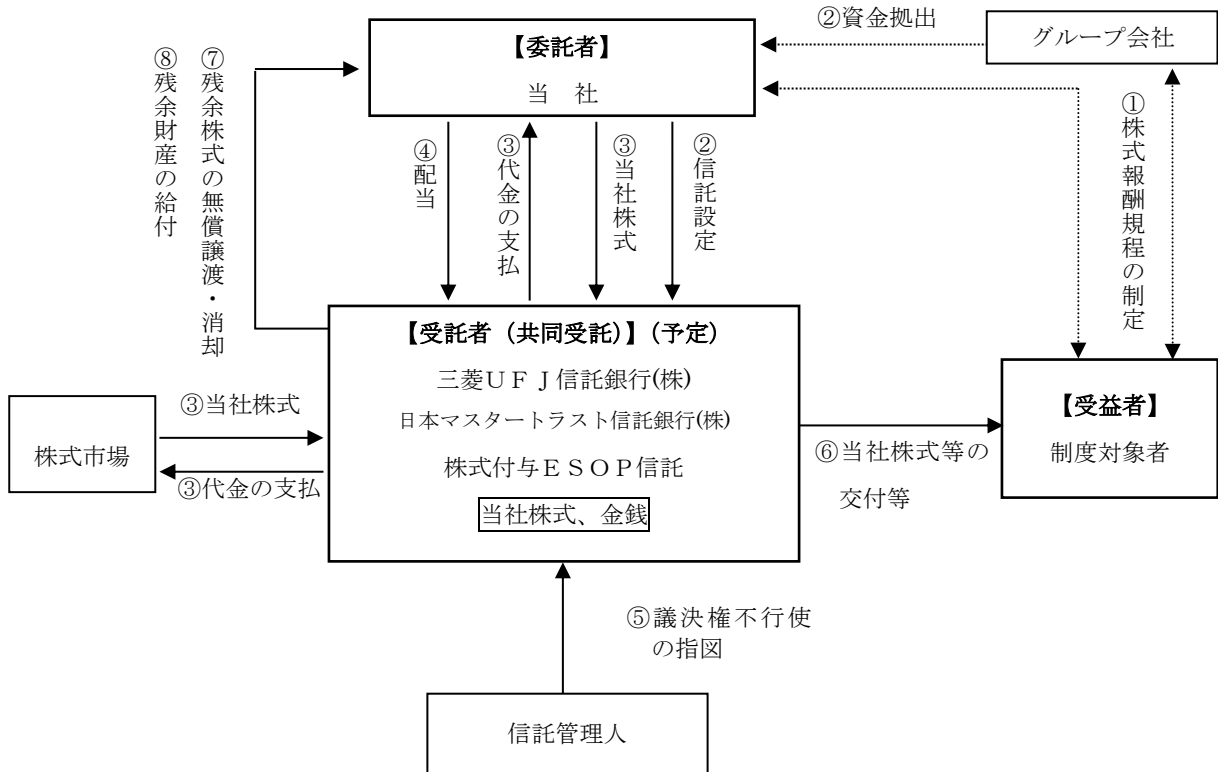
記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、本制度の対象となる執行役員等が当社グループ会社の中長期的な企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を高めること、また、国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材の採用競争力およびリテンションを強化するとともに、株主のみなさまとの利益意識の共有および企業価値向上のインセンティブを一層高めることを目的として、本制度を導入いたします。(※)
- (2) 本制度では、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「ESOP信託」といいます。)と称される仕組みを採用します。
ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員に対するインセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式報酬規程に基づき、一定の要件を充足する執行役員等に交付するものです。
- (3) 現在の長期インセンティブ(株式報酬)制度(「旧株式報酬制度」といいます。)に代わる新たな長期インセンティブ(株式報酬)制度として、本制度を導入することとします。
なお、旧株式報酬制度において対象期間が経過していないものおよび対象期間経過後で株式が未交付のものについては、本制度が開始されることを条件に、旧株式報酬制度からの移行措置として旧株式報酬制度で算定されていた基準金額または支給予定の当社普通株式数に相当するポイントを本制度において付与し、本制度から株式交付を行うこととします。

(※)現在の当社および当社グループ会社の執行役員の報酬は、「基本報酬」「年次賞与」「積立型退任時報酬」「長期インセンティブ(株式報酬)」「パフォーマンス・シェア・ユニット制度」および「リストラクテッド・ストック・ユニット制度」で構成されておりますが、本内容は「長期インセンティブ(株式報酬)」について、ESOP信託を用いた制度に変更するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社および当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式報酬規程を制定します。
- ② 当社は、グループ会社から拠出を受けた金銭を併せて信託し、受益者要件を充足する執行役員等を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。
- ④ ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 旧株式報酬制度からの移行措置として、ESOP信託の設定後遅滞なく、旧株式報酬制度の制度対象者だった執行役員等に対して、旧株式報酬制度で算定されていた基準金額または支給予定の当社普通株式数に相当するポイントが付与されます。また、株式報酬規程に従い、一定の要件を充足する執行役員等に対して、当該ポイント数に応じた当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付および給付されます。原則として、当該ポイントの一定の割合に相当する株式(単元未満株式は切り上げ)については当社株式の交付を受け、残りについてはESOP信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度としてESOP信託を継続利用するか、ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 信託期間満了時に生じたESOP信託内の当社株式に係る配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数が執行役員等へ付与した累積ポイントに対応した株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

【ご参考】

●信託契約の内容

- | | |
|-------------|---|
| (1)信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| (2)信託の目的 | 当社および当社グループ会社の執行役員等に対するインセンティブの付与 |
| (3)委託者 | 当社 |
| (4)受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5)受益者 | 当社および当社グループ会社の執行役員等のうち、受益者要件を充足する者 |
| (6)信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (7)信託契約日 | 2023年5月(予定) |
| (8)信託の期間 | 2023年5月～2026年5月(予定)
※信託契約の変更により、信託の期間を延長することがあります。 |
| (9)制度開始日 | 2023年5月31日(予定) |
| (10)議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| (11)取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (12)取得株式の総額 | 2,798百万円 |
| (13)株式の取得方法 | 株式市場または当社(自己株式処分)から取得 |

以 上